

開發行為許可申請書・開發行為變更許可申請書提出書類一覽

[illegible]

造成計画平面図	・方位、開発区域の境界及び工区界 ・切土又は盛土をする土地の部分(色別は切土=茶色、盛土=緑色) ・擁壁の位置、種類及び高さ ・のり面(がけを含む)の位置及び形状 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ・遊水地(調整池)の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高	1/1,000以上	1. 小規模開発の場合は、土地利用計画平面図と合わせ図示してもよい。 2. 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。盛土又は切土する前後の地盤面の高さが30cmを超える部分の面積を記載するものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
造成計画断面図	・開発区域の境界 ・切土又は盛土をする前後の地盤面(色別は切土=茶色、盛土=緑色) ・擁壁、がけの位置 ・計画地盤高	1/1,000以上	高低差の著しい個所について作成すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
排水施設計画平面図	・開発区域の境界 ・遊水地(調整池)の位置及び形状 ・都市計画施設に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 ・配水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・のり面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形状	1/500以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
給水施設計画平面図	・開発区域の境界 ・給水施設の位置、形状、内のり寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置	1/500以上	小規模開発の場合は排水施設計画平面図に合わせて図示してもよい。	×	○	○	○	×	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
がけの断面図	・がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地質の厚さ) ・切土又は盛土をする前の地盤面 ・小段の位置及び幅 ・石張、芝張、モルタルの吹付等のがけ面の保護の方法	1/50以上	1. 切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 2. 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。	○	○	○	○	○	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
擁壁の断面図・展開図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	原則として、構造計算書を添付する。(高さが1m以上の擁壁。ただし練積造は除く。)	○	○	○	○	○	○	○	○	・規則第16条第2項、第4項
公共施設の管理者の同意書	(法第32条に規定する同意を得たことを証する書面)			○	○	○	○(写)	○	○	○	○(写)	・法第30条第2項
公共施設の管理者等との協議書	(法第32条に規定する協議の経過を示す書面)			×	○	○	○(写)	×	○	○	○(写)	・法第30条第2項
開発行為施行に関する同意状況調査書		市規則(第4号様式)		○	○	○	×	○	○	○	×	・市細則第2条第3項

[illegible]

その他市長が必要と認める図書	委任状		申請の委任した場合に限る	○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
	開発行為施行同意書	(例)排水管を隣地に埋設する場合、造成後さらに隣地に及ぼす影響があると認められるときの隣地土地所有者の同意		○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
	みなし許可の判定チェックリスト			○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
	工事工程表		盛土規制法の定期の報告を要する規模の場合に限る。									
	念書	(例)開発区域内の排水施設が開発区域外の排水施設に有効に接続できず、やむを得ず浸透式溜槽で処理するとき		○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
	その他	・法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内の開発に限る。) ・開発区域の実測図 ・その他		○	○	○	×	○	○	○	×	・同上

注意 1 公共施設に関する同意書、協議書等該当するものがない場合は、添付する必要はありません。
 2 設計図・計算書には、設計者が記名すること。（規則第16条第6項）